和泉市景観アドバイザー会議の概要（建築物の建築等）

**景観アドバイザー会議とは**

**〇景観アドバイザー会議とは、事業者（又は設計者）、景観アドバイザー及び市の景観担当者3 者にて行う会議です。**

**〇会議では、景観アドバイザーから、周辺景観に影響を与える一定規模を超える建築物の建築等について、より良い景観を形成するための意見や助言・指導を受けられます。**

**〇景観アドバイザーは、景観に関する専門的知識及び経験を有する３名（都市景観・建築士・屋外広告士）で構成しています。**

**〇景観アドバイザーからの助言・指導の内容を踏まえて、市から行為の計画者に対して、提出していただいた景観形成基準チェックシートに助言・指導内容を記載し、交付します。**

**１ 会議の日程について**

〇 原則月１回、概ね第２木曜日の午後２時に開催します。

〇 日程を変更する場合がありますので、事前に景観担当までご確認ください。

**２ 受付及び提出期限について**

〇 様式第５号「景観計画区域内行為事前協議書（以下「事前協議申出書」とする。）」の提出をもって、景観アドバイザー会議の受付とします。

〇 会議日程の2週間前（同じ曜日。祝日の場合はその前日。）までに、事前協議申出書を提出してください。

〇 １回の会議で概ね２件まで受付できます。

〇 事前協議申出書提出前の予約等は一切行いません。

**３ 会議資料について**

〇 事前協議申出書とは別に、景観アドバイザー会議用の資料の提出をお願いしています。

〇 事前に景観アドバイザーに配布するため、会議日程の２週間前（同じ曜日。祝日の場合はその前日。）までに景観担当に提出してください。

〇 下記資料にページ番号を記入し、６部提出してください。

(1) 設計説明書 Ａ４サイズ１枚程度

（※ 裏面「６ 会議での説明内容について」を参照して作成してください。自由記述。）

(2) 景観形成基準チェックシート

(3)　建築物の建築等の概要書

(４) 付近見取図

(５) 現況平面図

(６) 配置図

(７) 着色平面図

(８) 屋根伏図

(９) 着色立面図（※マンセル値を記載すること）

(１０) 断面図

(1１) 現況写真

(1２) 完成予想図（パース）又は模型

（※パース図は鳥瞰等だけでなく、人間の目線で見えるもの）

(1３) 眺望への影響評価図

(1４) 計画地の周辺の都市計画図（１/2,500）

（１５） その他、補足資料（必要であれば）

(1)、（14）、（15）以外の資料は、事前協議申出書の添付資料と同じ資料で結構です。

**４ 会議開催方法について**

〇 基本的にはオンラインでの会議としますが、希望があれば対面での参加も可能です。

（※現況写真で周辺状況などがわかりにくい場合は、現地確認を行う場合もあります）

〇 貴社でオンライン会議への参加が難しい場合は、ご来庁いただき、市で用意した会議室で参加していただけます。

**５ 会議の流れについて**

〇 会議当日は、事業者（又は設計者）、景観アドバイザー及び市の景観担当者3 者で会議を行います。

〇 計画内容の説明ができる事業者又は設計者の方の出席をお願いします。

〇 基本的にオンライン会議ですので、前日までにメールで招待 URL をお伝えします。

当日は会議開始の１０分前には、招待 URL から接続して待機してください。

〇 対面で参加される場合は、会議開始１０分前に都市政策室の窓口にお越しください。会議室までご案内します。

〇 会議が始まりましたら、市の担当からお声掛けしますので、自己紹介の後、計画地周辺や計画建築物等の説明をお願いいたします。次に、景観アドバイザーから助言や質疑を行う流れとなります。

**６ 会議での説明内容について**

説明内容は、下記の点についてご参照ください。

(1) 計画地周辺の立地状況

・用途地域、周辺の土地利用（共同住宅、事務所ビル、戸建て住宅、工場等）

・周辺の建物の階層（高さ）、外壁の色彩

・街路樹や周辺の植栽状況

・周辺から見た計画建築物等の見え方（近景、中景及び遠景）

・主要眺望点に影響を及ぼすおそれのあるものについて、眺望の状況を景観シミュレーションした図面等。

(2) 計画建築物等の概要（景観に配慮した点を中心に）

・和泉市景観計画及び景観ガイドラインを確認し、配慮した事項

・セットバックや分節による圧迫感の低減

・周辺の建物との調和を考慮した外壁の素材や色彩

・緑の連続性に配慮した植栽の配置、樹種の選定

・周辺からの見え方に配慮した付帯施設や設備類、フェンスの配置 等

**※景観計画及び景観ガイドラインは、市ホームページで公開しています。**　